

事務連絡(安-2019-32)

令和元年 10月1日

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長、安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】 クレーン作業における過負荷制限の厳守について(要請)

安全環境本部安全部長より要請がありましたので連絡します。

定置式クレーン揚重作業において、計画変更等により取扱揚重物が過荷重となる場合があります。別添のとおり要請が来ていますので周知をお願いします。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19-26
令和元年 9月 19日

安全環境本部
安全部長 

クレーン作業における過負荷制限の厳守について（要請）

定置式クレーン揚重作業において、計画変更等により取扱揚重物が過荷重となる場合があります。

クレーン等安全規則では、下記のとおり『事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。』と過負荷の制限が定められており、やむを得ない事由により特例措置を講ずる場合のみ例外規定が設けられているものの、非常に限定的なものとなっています。

つきましては、特に代替のきかないタワークレーン等においては、計画段階から荷重負荷の検証を確実に実施し、過負荷制限を厳守するよう作業所関係者に改めて周知徹底してください。

記

【クレーン等安全規則】 第二章 クレーン 第二節 使用及び就業

(過負荷の制限)

第二十三条 事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、やむを得ない事由により同項の規定によることが著しく困難な場合において、次の措置を講ずるときは、定格荷重をこえ、第六条第三項に規定する荷重試験でかけた荷重まで荷重をかけて使用することができる。
 - 一 あらかじめ、クレーン特例報告書（様式第十号）を所轄労働基準監督署長に提出すること。
 - 二 あらかじめ、第六条第三項に規定する荷重試験を行ない、異常がないことを確認すること。
 - 三 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。
- 3 事業者は、前項第二号の規定により荷重試験を行なったとき、及びクレーンに定格荷重をこえる荷重をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

以上

※添付資料：「クレーン等安全規則の解説」（一般社団法人日本クレーン協会）

クレーン等安全規則の解説

附・労働安全衛生法及び関係政省令告示

一般社団法人 日本クレーン協会

【第23条解説】

本条は、やむを得ない事由により特例の措置を講ずる場合を除いて、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならないことを定めたものである。

第2項の「やむを得ない事由により同項(第1項)の規定によることが著しく困難な場合」とは、当該クレーンに特例で負荷させる以外に他に代替の方法がなく、かつ、臨時の場合をいい、たとえば、水力発電所においてローターをつり上げる場合、圧延工場においてミルスタンドをつり上げる場合等がこれに該当する。

第2項の適用は、荷の重量、つり上げ方法等が明確にされているものに限られる。

第2項の荷重試験及び特例負荷を行なった場合においては、当該荷重試験および特例負荷の結果に応じ、その後2年間は荷重試験の省略が認められる。

第2項第2号の「異常がないことを確認する」とは、当該クレーンの構造部分、機械部分、電気部分、ワイヤロープおよびつり具について点検し、異常がないことを確かめることをいう趣旨である。

本条第3項の「記録」及び「保存」の方法として、電子機器を用いた磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等の電子データであって、法定必要記載事項を具備しており、一定の要件を満たす場合には、法第103条第1項に定める保存義務を満たすものとして取り扱って差し支えないとされている。